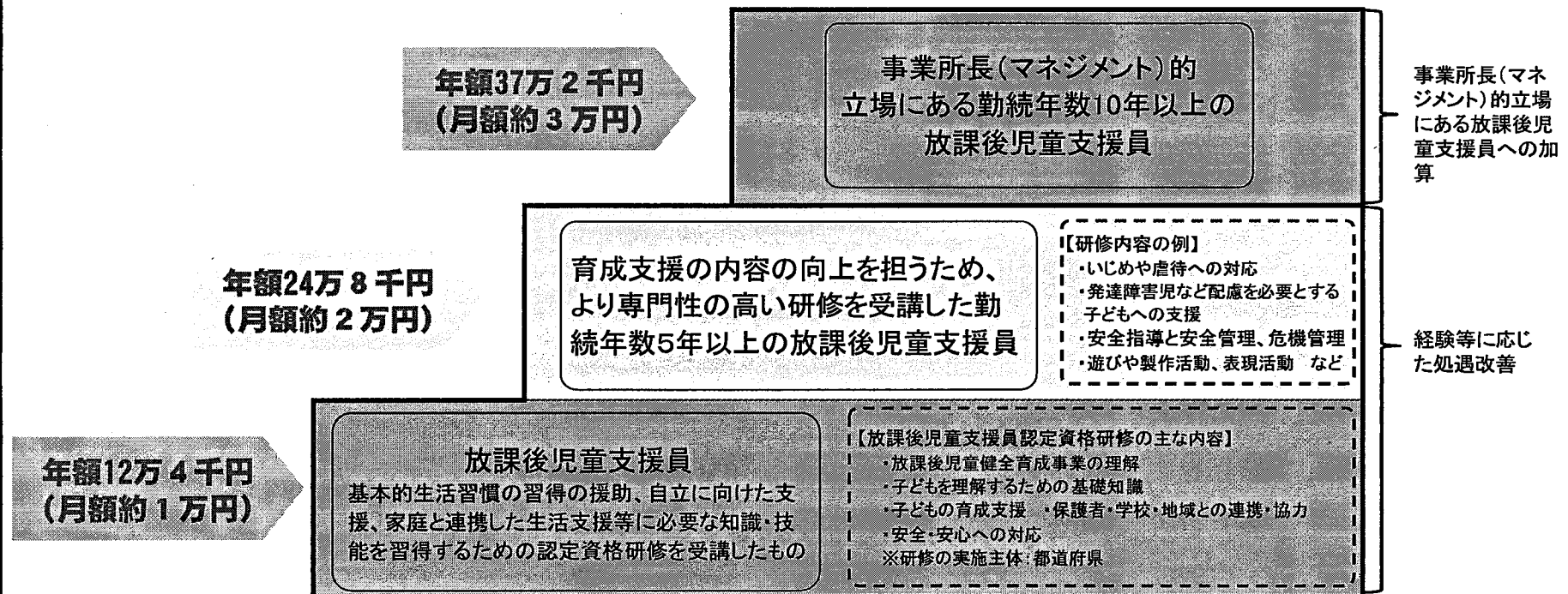


放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。